

令和7年度
定期監査結果報告書

泉大津市監査委員

泉大監第57号

令和8年2月16日

泉大津市長様
泉大津市議会議長様
泉大津市教育委員会教育長様
泉大津市病院事業管理者様
泉大津市選挙管理委員会委員長様
泉大津市公平委員会委員長様
泉大津市農業委員会会長様

泉大津市監査委員 池田 学

泉大津市監査委員 丸谷 正八郎

令和7年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度定期監査を執行したので、その結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

令和7年度定期監査結果報告	5
第1 監査の種類	5
第2 監査の実施期間	5
第3 監査の対象	5
第4 監査執行者	6
第5 監査の方法	6
第6 監査の結果	6
共通事項	7
1 収入事務について	7
2 支出事務について	7
3 契約事務について	7
4 その他	8
質問・要望事項等	9
1 危機管理課	9
2 市長公室	13
3 総務部	22
4 市民生活部	26
5 都市政策部	33

令和7年度定期監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第2 監査の実施期間

令和7年10月16日から令和8年2月16日まで

第3 監査の対象

危機管理課	危機管理課
市長公室	秘書広報課、成長戦略課、人事課、政策推進課、地域経済課
総務部	総務課、財政課、税務課、資産活用課
市民生活部	市民課、市民協働推進課、人権くらしの相談課、環境課
保険福祉部	福祉政策課、高齢介護課、障がい福祉課、生活福祉課 保険年金課
健康子ども部	子ども政策課、子育て応援課、子ども育成課、穴師幼稚園、かみ じょう認定子ども園、浜保育所、健康づくり課
都市政策部	都市づくり政策課、建築住宅課、土木課、水道課 下水道課
会計課	
周産期小児医療 センター	総務課、医事課
消防本部	総務課、予防課、警防課
市議会事務局	
教育委員会事務 局	教育政策課、指導課、教育支援センター 東陽中学校、穴師小学校、上條小学校 生涯学習課、勤労青少年ホーム、南公民館、北公民館、 織編館、池上曾根弥生学習館、図書館
行政委員会	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局 農業委員会事務局

第4 監査執行者

監査委員 池田 学
監査委員 丸谷正八郎

第5 監査の方法

平成29年の地方自治法改正により、監査委員が監査基準を定め、当該監査基準に従い監査を実施することが制度化されている。本市においては、令和2年4月1日に「泉大津市監査基準」を改訂し、監査の実施において、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査の手法等を決定している。

監査対象で識別したリスク領域及びリスク（監査の着眼点）の主なものは以下のとおりである。

リスク領域	リスク
処理が反復継続的に行われる事務執行	確認を怠り、処理を誤る（必要書類の欠如、執行科目の誤り、計算誤り等）。
金額的または質的な重要性が大きい事務執行	不備の場合、財政に与える影響が大きい、または住民サービスに重要な支障をきたす。
過去に不備が指摘されている事務執行	事務執行の透明性確保に関する意識の欠如、コスト意識の欠如、財産管理意識の欠如等。

本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令等に従って適正で、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

まず、事前に各課等から監査資料の提出を求め、関係書類の予備監査を行い、担当職員からその執行状況の説明を聴取するとともに、前回の定期監査において意見・要望した事項の改善について監査を行った。

本監査においては、特に重要な事業について各部局に質問を行い、内容説明を求める方法で監査を実施した。

また、一部施設に関しては、現場の確認も行いながら監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、総括的には関係法令等に従い概ね適正で、合理的かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において共通事項における指摘事項のとおり、改善、検討を要する事項も見受けられた。併せて、昨年定期監査での指摘事項についても、一部に改善されていないものが見受けられたので、担当職員に対して周知徹底し、改善することを求めた。

また、特に重要な事業の内容説明を受け、当事業に対する意見要望を行ったものであり、今後、なお一層の研さんにより事務事業の適正で、経済的、効率的かつ効果的な執行に努めることを要望するものである。

◎ 共通事項

1 収入事務について

(1) 調定事務

調定簿及び減免申請については、財務規則等に基づき適正に事務処理されていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

2 支出事務について

(1) 支出負担行為伺書

支出負担行為伺書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ① 見積書等の添付書類の日付漏れ、決裁日の記載漏れ、訂正印、決裁印の押印漏れが散見された。
- ② 当該行為後に決裁されているものや起票日から決裁までの期間を要しすぎるものが見受けられた。

(2) 資金前渡

資金前渡伺書、出納簿の記帳、精算書の提出など各資金前渡の事務処理については、財務規則等に基づき概ね適正に行われていることを確認した。
今後も引き続き適正な事務処理をされたい。

(3) 補助金（助成金）

補助金（助成金）交付事務において、適正に処理されていることを確認した。

今後も引き続き適正な事務処理をされたい。

3 契約事務について

契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ① 起案文書に日付の記載漏れや鉛筆書きのものが見受けられた。
- ② 随意契約チェックリストに添付漏れ、チェック漏れや旧様式の添付が散見された。
- ③ 契約保証金免除申請書に添付漏れ、添付誤り、日付の錯誤が見受けられた。

- ④ 起案文書に決裁日漏れ、施行日漏れ、押印漏れ、随意契約理由が不明瞭なものが見受けられた。
- ⑤ 完了届に添付漏れ、日付誤り、着手届に添付漏れが散見された。
- ⑥ 登録業者以外の見積書の添付が散見された。
- ⑦ 見積金額、契約金額と仕様書に齟齬が見受けられた。

4 その他

(1) 旅行命令簿・予算流用関係書類

旅行命令簿・復命書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ① 旅行命令書に決裁日漏れあり。
- ② 予算流用書類に理由に不適合な記載あり。

(2) 文書管理事務

決裁日・施行日等の日付の記入漏れや押印漏れ等、不適切な事務処理が見受けられた。

また、重要な決定事項やそれに伴う根拠について、不明瞭な記載が散見された。

今後、公文書の管理に当たっては、情報公開も視野に入れ、個人情報の管理に十分注意を払い、文書規程等に基づく適正な事務処理に努められたい。

◎ 質問・要望事項等

1 危機管理課

【質問 1】 新設された防災倉庫「OZU-BO おづぼう」について

◆防災倉庫の概要（設置場所、規模、構造等）はどのようになっているか

設置場所は、泉大津市下条町 11 番 35 号である。

面積は、敷地面積 1,599.1 m²、建築面積 902.1 m²、床面積 1,766.1 m²であり、構造は鉄筋コンクリート造 2 階建である。

◆新設に至った経緯はどのようなものか

令和 6 年 1 月の能登半島地震をはじめ、近年相次いで発生している大規模災害から得られた教訓を踏まえ、本市では、従来の「備えるだけの備蓄」から「実際に使える備蓄」へと発想を転換する必要があると判断した。

本市は、令和 6 年 1 月の能登半島地震発生直後から、被災地に対する物的・人的支援を実施し、発災翌日の 1 月 2 日から 6 月 1 日までの間、延べ 25 名の職員を継続的に派遣した。その支援活動を通じて、「物資が届いても避難所まで円滑に届けられない」「非常用トイレ等の支援物資があっても、使い方が分からず活用されていない」といった、被災地における現実的な課題が多数報告された。

これらの実情と教訓を踏まえ、従来型の備蓄倉庫の在り方を見直し、市民が平時から防災を学び、体験することができるとともに、災害時には市内における様々な支援活動の中心として機能する「拠点」が必要であると考えたところである。

その結果、「備えるだけでなく、使える備蓄へ」をコンセプトに、旧図書館を改修し、新たな防災倉庫「OZU-BO（おづぼう）」として整備を進め、本市の安全を支える防災拠点として、令和 7 年 12 月から供用を開始したものである。

◆新設に係る項目ごとの費用はどのようになっているか

新設に係る主な改修費用は、内装改修が約 5,700 万円、屋上防水が約 2,600 万円、外壁改修が約 970 万円、建具改修（シャッター改修等）が約 1,700 万円、電気設備工事一式が約 2,100 万円、機械設備工事一式が約 1,900 万円で、総工事費は 1 億 9,687 万 8,000 円である。

◆設備の特徴や活用方法等はどのようなものか

設備の特徴として、防災倉庫では、備蓄機能に加え、資機材の「見える化」、二次元コードによる使用方法の周知、デジタル在庫管理の導入、女性や子育て世代の視点を踏まえた展示等、実際に「使える備蓄」をコンセプトとした機能強化を図っ

ている。

活用方法については、平時においては、防災教育・啓発の拠点として、誰もが防災を体験的に学べる場として活用する。

一方、災害時には、物資集積拠点及び臨時避難スペースとして運用し、迅速な物資搬送と避難環境の確保に寄与するとともに、本市職員や他自治体からの他市町からの応援職員の宿泊場所等としても活用する。併せて、在庫管理の効率化、資機材利用の訓練、防災講座の実施等、平時と災害時を通じて実効性の高い運用体制の構築に努めている。

(意見要望)

「災害時に何ができるか」は、「日常に何を準備しているか」で決まると考える。

防災倉庫「OZU-BO おづぼう」については、二次元コードによる使用方法の周知、デジタル在庫管理等の導入により、使いやすく、効率的な運営管理がなされるとともに、実際の災害時には物資の集積や臨時避難場所としての活用と、応援職員等の宿泊施設として活用するなど、多様な活用を想定しているとのことであり、「隙のない備え」を目指していることが窺えた。

今後は、現在実施されている小学生向けの防災教育をさらに発展させ、地域住民全体の「防災文化の拠点」として、より一層の防災意識の向上と活性化を期待したい。

【質問2】 災害に関する対応について

◆災害時の被害状況や避難所情報の収集・伝達はどのように行うのか

災害時における被害状況や避難所情報の収集・伝達については、本市では災害対策本部において一元的に対応している。

具体的には、災害発生時には、大阪管区気象台からの気象情報、参集した市職員や各避難所の運営担当者、関係機関等から人的被害や建物被害、ライフラインの状況、避難所の開設状況や避難者数、物資の不足状況等について情報を収集し、速やかに集約・整理を行う。

整理した情報は、災害対策本部内で共有するとともに、必要に応じて大阪府や消防、警察等の関係機関へ情報共有を行い、支援要請や応援体制の構築に活用する。

また、市民への情報伝達については、泉大津市公式 LINE、防災行政無線、市ホームページ等、複数の手段を併用し、避難情報や避難所の開設状況、利用にあたっての注意事項等を、迅速かつ正確に周知することとしている。

◆外国人に対する防災に関する啓蒙（避難所や避難指示を理解できているか）をどのように行っているか

外国人については、日本語や日本の災害に不慣れであることから、大阪北部地震

や能登半島地震において、「どこに避難すればよいのか」「どこで情報収集すればよいのか」などが分からないという課題が顕在化した。

このため本市では、市内の日本語学校に通う生徒を対象に、災害時に取るべき行動や情報収集の方法等を学ぶ防災訓練を毎年実施している。

また、令和6年6月には、泉大津国際交流協会と協力し、防災のポイントを「やさしい日本語」でまとめた外国人向け防災ガイドを作成した。

さらに、令和6年度から今年度にかけて、突発的に災害が発生した場合でも避難所の位置を把握できるよう、「ひらがな」及び「英語」で表記した避難所誘導標識を市内各所に設置した。

◆自主防災組織が外国人防災のためにどのような役割を担っているか

自主防災組織は、地域における防災活動の中心的な存在である。そのため、災害時においては、避難所の場所が分からない外国人を地域住民とともに避難所へ誘導することや、避難所において孤立しがちな外国人が地域の避難者と円滑にコミュニケーションを図り、安心して避難生活を送ることができるよう、見守りや声かけ等の支援を担う役割を期待している。

一方で、自主防災組織に過度な負担が生じることのないよう、外国人自身の防災意識及び自助の力を高めていくことも重要であると認識している。このため、本市では、外国人を対象とした防災訓練を令和5年度から継続的に実施しており、その中で自主防災組織にも参加いただくことで、顔の見える関係づくりを進めている。

具体的には、令和5年9月には、自主防災組織の協力のもと、津波避難ビル等の地域防災スポットを確認する「まち歩き」型の防災訓練を実施し、外国人と地域住民が共に学び、共に備える取組を行ったところである。

◆災害時避難所開設受付等のデジタル化の取組みと課題はどのようなものか

避難所における受付については、これまで紙の受付簿により対応してきたため、「記入に時間がかかる」「避難者数の集計作業が煩雑である」など、避難者及び市職員双方の負担となっていた。

これらの課題を解消するため、カードリーダーやWebフォームを活用した「デジタル受付」の実証実験を実施した。実証実験は、令和7年11月に、システムを開発した民間企業と連携し、旭小学校において、市民及び市職員計86人を対象に実施した。

その結果、参加者からは、「受付がスムーズであった」「マイナンバーカードや運転免許証、LINE等、複数の方法から選択できる点が良い」といった肯定的な意見が多数寄せられた。一方で、受付方法によっては、手順が分かりにくいと感じた参加者も見受けられた。

今後については、今回の実証実験により明らかとなった利点や改善点を踏まえつつ、避難所運営の負担軽減や迅速化に向け、DX化の有用性について引き続き調査・研究を進めていく考えである。

(意見要望)

災害対策本部において、多角的な手法による情報の一元的管理が実践されており、特に地図情報システムを用いた「避難所混雑状況の可視化」や「デジタル受付」の導入は、迅速な避難所運営の要となっていることが理解できた。

こうした情報システム活用の真価は平時からの習熟度で決まると考える。今後はさらなるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、情報の迅速性・正確性・利便性を向上させることに努められたい。

外国人住民に対しては、自主防災組織と連携した避難訓練の継続に加え、今後は「支援される側」から「共助の担い手」への転換を目指し、外国人防災リーダーの育成に注力すべきである。

防災に関する多言語パンフレットや「やさしい日本語」による誘導標識等の既存資産については、有事に機能させるためにも、平時からの広報・周知を引き続き徹底されたい。

2 市長公室

【質問1】万博開催に関する効果について

◆万博会場にて実施・参加したイベント (Team Expo、IZUMIOTSU well-being Expo) の概要と目的 (狙い) はどのようなものか

(1) EAM EXPO 2025の概要について

「TEAM EXPO 2025」プログラムは、大阪・関西万博のテーマ事業の1つであり、万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するために、企業や教育・学術・研究機関、国・政府関係機関、自治体、個人など、多様な参加者が主体となって、理想としたい未来社会を共に創り上げていくことをめざす取組みである。

「TEAM EXPO パビリオン」は、「TEAM EXPO 2025」プログラム参加者と来場者を含む多くの方が「対話」し未来社会の実現に向けた新たな「共創」を生み出すことを目的とした“場”であり、「TEAM EXPO 2025」プログラム参加者の成果の発表・報告だけではなく、他の参加者や来場者との「対話」による未来社会を共創する参加型万博実践の“場”を目指すものである。

(2) TEAM EXPO 2025の目的について

2025年に開催された日本国際博覧会(大阪・関西万博)の「TEAM EXPO パビリオン (TEP)」会場にて、本市のTEAM EXPO 2025 共創チャレンジの取組みをステージ発表や展示を行った。

本取組みを国内外に発信し、本市の社会課題の解決に資する取組みを周知・展開していくことで、本市のブランディングを高め、万博後のBeyond Expo 2025を見据えた本市の更なる発展に向けた新たな連携の創出や関係人口・交流人口の拡大に繋げるとともに、全国の社会課題の解決に繋げることを目的とする。

(3) IZUMIOTSU WELL-BEING EXPO2025の概要について

2025年5月17日に大阪関西万博会場内のヘルスケアパビリオンとギャラリーWESTの2会場で出展し約5,000人が来場した。詳細は以下のとおり。

また、来場者を増やすため、2会場を繋ぐサコッシュを使ったスタンプラリーを実施した。

① ヘルスケアパビリオン

本市の歴史・伝統文化や、官民連携・市民共創により創出した新たな取組みをステージから発信。

- ・シニアダンスチームによる本市オリジナルの認知症予防ダンスの発表
- ・本市の産業・芸術に関する市長と有識者によるトークセッション
- ・社会課題の解決に向け本市と一緒に新たな取組みにチャレンジしている事業者の代表者と市長のトークセッション

- ・市指定無形民俗文化財の「大津おどり」の歴史と次世代の子どもたちに継承するために生まれた「REIWA盆ダンス」を披露

② ギャラリーWEST

本市の歴史・伝統文化・産業や、官民連携・市民共創により創出した新たな取組みを体験や展示を通じて発信

- ・「アートブランケット」を展示し、伝統産業である毛布の高い品質技術を世界に発信。
- ・本市と事業者等がチャレンジしている水質浄化の実証実験や新たなエネルギーの実証実験などをパネルを使って発信
- ・本市出身の壁画絵師「木村英輝」氏のアートを展示
- ・市内のアトリエ「アトリエ SUBARU」による、藁の筆で文字を書く「わらもじ」体験

(4) IZUMIOTSU WELL-BEING EXPO2025 の目的について

大阪関西万博で実施された、府内市町村が一体となって実施する催事「大阪ウィーク」レギュラーイベントにおいて、各市町村が出展する機会を提供されたため、本市も出展した。

本市がこれまで「官民連携」「市民共創」で創出してきた、全国共通の社会課題の解決につながる「未来のモデル」や歴史・伝統文化・産業について、展示やステージ発表を通じて本市の魅力を世界に発信することに加え、これまで取組みを進めてきた団体や民間事業者と一緒にイベントを創り上げることを通じて信頼関係をさらに深めることで、地域の活性化・発展につなげることを目的として実施した。

◆いずみおおつまちなか万博の概要と目的（狙い）はどのようなものか

(1) いずみおおつまちなか万博の概要について

いずみおおつまちなか万博は、まち全体を万博のサテライト会場と見立てて、市内で活動している市民団体・事業者と一緒にまちのいたるところでイベントを実施するもので、参加団体には、一定の要件のもと補助金（1団体当たり上限50万円。複数で応募する場合は50万円×団体数（上限150万円））を交付する事業。

参加団体を公募したところ14団体から応募があり、審査の結果12団体を補助金交付団体として決定した。

いずみおおつまちなか万博は、市が指定する日（令和7年9月21日）に全参加団体が実施するコアイベントと9月から11月の間で任意の時期に実施するオリジナルイベントで構成されており、コアイベント開催日には市もシーパsparkにおいてイベントを実施した。

市主催のイベントでは、市と連携協定等を締結している自治体や事業者21団体がブースを出展し、約8,000人が来場した。

また、まちなか万博として実施しているイベントへの周遊性向上と参加者増加

を目的に、デジタルスタンプラリーを実施した。

(2) いずみおおつまちなか万博の目的について

万博の開幕を契機として、市内外から人を呼び込むなどの取組みを通じて、まちのにぎわいづくりや交流人口の増加、地域産業の振興につなげるとともに、市内で活動する団体同士のつながりを強化することで、万博終了後の Beyond EXPO 2025 を見据えた、泉大津のさらなる発展の基盤をつくることを目的として実施した。

◆万博を契機としたインバウンド（訪日外国人旅行者）への対応で講じた事項はどのようなものか

令和6年6月より、市内の観光スポットや飲食店、見学・体験のできる場所等を掲載した泉大津観光グルメサイトをオープンするとともに、サイトの情報を掲載した観光グルメマップを日本語・英語・中国語（繁体字・簡体字）・韓国語で作成し、市内飲食店やホテル等に配架することでインバウンドの観光スポットや飲食店等への誘客を図っている。

また、市内の周遊性の向上を目的に、令和5年度よりシェアサイクルの実証実験を開始し、令和7年度より本格導入した。現在、18か所にサイクルステーションを設置している。

(1) 大阪・関西万博「TEAM EXPO パビリオン」ステージ等運営業務

・業務概要：大阪・関西万博にて、泉大津市の共創パートナー及び共創チャレンジの取組みを TEAM EXPO パビリオンで効果的に発信するため、ステージ発表や展示の企画・準備・運営等を一括して委託を行った。

- ①全体運営計画の策定
- ②ステージ発表内容の企画・提案
- ③ステージ設営及び物品の準備
- ④ステージ発表の運営・管理
- ⑤ステージ発表に関わる広報（周知啓発用ポスター及びチラシ印刷他）
- ⑥ステージ発表の動画撮影
- ⑦展示物の作成・展示
- ⑧アーカイブ作成
- ⑨その他、企画書案の実現に関する業務全般

・事業者選定方法：公募型プロポーザル方式により、事業者からの企画提案で優先交渉権者を決定。4事業者から応募あり。

・契約金額：4,815,000円

(2) 大阪・関西万博「大阪ウィーク」レギュラーイベント展示・ステージ等運営業務

・業務概要：展示・ステージの準備から当日の運営業務全般。

- ①大阪ヘルスケアパビリオン（リボーンステージ）ステージ運営
- ②ギャラリーWEST 屋内展示室の運営

- ③ギャラリーWEST 屋外展示室運営
- ④周遊企画の提案・実施
- ⑤展示・ステージ発表に関わる広報（周知啓発用ポスター及びチラシ印刷、その他）
- ⑥展示・ステージ発表等の動画及び静止画撮影
- ⑦アーカイブ作成
- ⑧成果物
- ⑨成果品の納品
- ⑩その他、企画書案の実現に関する業務全般

- ・事業者選定方法：公募型プロポーザル方式により、事業者からの企画提案で優先交渉権者を決定。3事業者から応募あり。
- ・契約金額：12,995,510円

(3) 大阪ウィーク「大阪の祭！～EXP02025 春の陣～」だんじり出展業務

○業務概要：大阪ウィーク「大阪の祭！～EXP02025 春の陣～」へのだんじりの出展に関する準備から当日の運營業務全般

- ①大阪ウィーク「大阪の祭！～EXP02025 春の陣～」へのだんじりの出展
- ②大阪ウィーク「大阪の祭！～EXP02025 春の陣～」へのだんじりの出展に関わる業務
- ③その他、大阪ウィーク事務局が定める「大阪の祭！～EXP02025 春の陣～」に記載されている事項

- ・事業者選定方法：出展するだんじりについては、地車連絡協議会の会議で「南曾根町」と決定したことにより、本業務は「南曾根自治会」以外に履行できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し随意契約を締結。
- ・契約金額：2,020,000円

(4) 大阪ウィーク「大阪の祭！～EXP02025 真夏の陣～」盆踊り・次世代パフォーマンス出展業務

○業務概要

大阪ウィーク「大阪の祭！～EXP02025 真夏の陣～」における「盆踊り」及び「次世代パフォーマンス」プログラムへの出展に関する準備から当日の運營業務全般。

- ①出演に向けた出演者（その関係者を含む）の調整および事前準備
- ②ステージプログラムの企画・運営・演出
- ③出演者（その関係者を含む）へのサポート
- ④その他、大阪ウィーク事務局が定める「大阪の祭！～EXP02025 真夏の陣～」に記載されている事項を確認のうえ、実施すること。

○事業者選定方法

出演する REIWA 盆ダンスと市内 3 中学校合同ダンス部は、あすとホールが出演調整等の窓口を担っていることから、あすとホールの指定管理者である株式会社 JTB コミュニケーションデザイン以外に履行できないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当し随意契約を締結。

○契約金額：1,500,000 円

(5) いずみおおつまちなか万博事業推進業務

○業務概要

市が実施するコアイベントの準備から当日の運營業務全般及びいずみおおつまちなか万博全体のポータルサイト・パンフレット・ポスター・のぼり等の作成業務

- ①市が開催する「いずみおおつまちなか万博」コアイベントの企画・運営
- ②共通ビジュアルの整備・横断的な広報
- ③来場者の周遊を促す仕掛けの企画・運営
- ④取材撮影・動画制作（事前 PR 用・アーカイブ用）
- ⑤関係者との連携
- ⑥その他本市が発注する資料の作成

○事業者選定方法

公募型プロポーザル方式により、事業者からの企画提案で優先交渉権者を決定、1 事業から応募あり。

○契約金額：5,885,000 円

(6) いずみおおつまちなか万博ときめき給食試食会実施業務

○業務概要

令和 7 年 9 月 21 日に開催した市主催のイベントで実施した、ときめき給食の試食会に係る食材の調達・調理など運營業務全般。

- ①食材調達業務
- ②調理業務
- ③配缶・配膳業務
- ④食器、食缶、調理機器の洗浄消毒業務
- ⑤残さい等の処理業務
- ⑥施設及び設備の清掃業務
- ⑦衛生管理業務
- ⑧学校給食業務関連 PR 用パネル展示業務
- ⑨前各号に掲げる業務に附帯する業務

○事業者選定方法

市主催イベントの開催場所から近い浜小学校で給食の調理・提供を行う必要があるため、浜小学校の学校給食調理業務を受託している株式会社南テスティパル以外に履行できないことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に

該当し随意契約を締結。

○契約金額：163,000円

◆万博に関連した本市の全ての事業に係る費用はいくらになるのか

万博に関連する事業に係る費用は45,184,686円で、詳細は以下のとおり。(一部未支出あり)

- ・報償費 234,000円 (ステージ出演謝礼)
- ・旅費 248,680円 (大阪関西万博会場への職員の旅費)
- ・消耗品 102,230円 (イベントで配布する啓発物品等の購入費用)
- ・委託料 27,378,510円 ※詳細は4点目の質問への回答のとおり。
- ・負担金、補助及び交付金 17,221,266円
(負担金、補助及び交付金の内訳)
 - まちなか万博補助金 9,520,146円 (実績報告未提出の団体があり補助額が一部未確定)
 - 万博共創補助金 1,433,000円 (共創チャレンジに登録している団体に対する補助金)
 - デジタルトラベルゾーン負担金 2,200,000円 (万博会場内デジタルトラベルゾーンでの動画放映に係る負担金)
 - 万博首長連合関係負担金 2,420,550円 (万博会場で実施したLOCAL JAPAN展への出展費用等)
 - 万博子ども無料招待チケット費用負担金 1,647,570円

◆万博開催が泉大津市にもたらした効果をどのように評価(総括)しているか

大阪関西万博に関連する事業の実施による効果については、以下のとおり。

(1) 団体・事業者との連携強化

「IZUMIOTSU WELL-BEING EXPO」や「IZUMIOTSU TEAM EXPO 2025」、「いずみおおつまちなか万博」など万博関連の事業については、これまで一緒に取組みを進めてきた団体・事業者と連携・協力しながら創り上げたことから、市と団体等、団体同士の連携の強化や信頼関係の深化につながった。

(2) シビックプライドの醸成

前述のとおり、万博関連の事業の実施に当たっては、多くの市民や市内で活動する団体に関わっていた。このプロセスを通じて本市の歴史・伝統文化・産業や市の先進的な取組みなどの魅力を再発見・再認識する機会となっており、シビックプライドの醸成に寄与した。

(3) 市の魅力発信

万博会場内での「IZUMIOTSU WELL-BEING EXPO」や「IZUMIOTSU TEAM EXPO 2025」の実施、だんじりの曳航、「REIWA 盆ダンス」の披露などを通じて、本市の歴史・伝統文化・産業や社会課題の解決に向けた新しいチャレンジングな取組みなど、

その魅力を国内外の人に発信することができた。

これらの効果は、移住定住の促進や関係人口・交流人口の増加に寄与するもので、地域の活性化や発展につながっていくと評価している。

(意見要望)

「IZUMIOTSU WELL-BEING EXPO2025」において、本市が誇る歴史・伝統文化・地場産業、そして未来の共創モデルを世界へ発信したこと、また、インバウンド対応や観光サイト、大阪ウィークへの展開など、多角的な魅力発信は都市ブランドの向上に寄与したと考える。

これらの事業は、単発のイベント成果を超え、「常日頃からの対話と準備」の積み重ねによって市民・団体・行政間の強固な信頼関係を構築した点に真の価値があると考えます。この醸成された機運を途絶えさせることなく、今後も官民連携の取組みに努められたい。

また、商店街の活性化に直結した「いずみおおつまちなか万博」については、市民団体の活動の活性化にとっても有効な施策である。

今後も地域活性化のために、多様な支援を継続することを要望する。

【質問2】サイバー攻撃への対応について

◆サイバー攻撃に対応できる職員を配置しているか。

情報セキュリティを専門とした職員は配置していないが、情報システムの管理担当となる職員については、情報システム担当者、セキュリティ対策担当者としての教育研修の受講やセミナーへの参加等により、情報セキュリティに係る知識の習得を図っている。

◆サイバー攻撃の対象となったことはあるか（把握しているか）。

本市の庁内ネットワークとインターネットの接点は、大阪府版セキュリティクラウドを経由している。大阪府版セキュリティクラウドでは、大阪府内市町村で共同調達、共同利用するスケールメリットを生かし、市単独では費用的、人的に維持管理が難しい高レベルでのセキュリティ対策を講じており、SOC（セキュリティオペレーションセンター）による24時間365日、有人のセキュリティ運用体制を備えている。SOCからは、定期的な運用報告を受けており、これまでのところ、情報漏洩、システム障害を起こすようなサイバー攻撃やセキュリティ上の脅威となるような事象が発生した報告は受けていない。

一方で、詐欺サイトに誘導するようなスパムメールやネットワーク上の脆弱性を発見するためのポートスキャンなどは日々発生している。これらについてはスパムメール対策やネットワークセキュリティ対策により、適切に検知、対応がなされており、問題は発生していない。

◆サイバー攻撃に対して、想定している対応はどのようなものか
サイバー攻撃に対して想定すべき対策として、以下を実施している。

(1) 情報セキュリティに係る規定や体制の整備

現在、総務省の「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針案」及び「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿って、泉大津市情報セキュリティポリシーの改定を実施しているところであり、本ポリシーにより体制や庁内のルールを改めて明確にし、市のセキュリティ確保に努める。

(2) 技術的セキュリティ対策

・ネットワークの3層分離の徹底により、住民情報を取り扱うネットワーク、財務会計など 庁内庶務を実施するネットワーク、インターネットに接続するためのネットワークを物理的に分離しており、住民情報を取り扱うネットワークについては、外部から独立したネットワークとしている。

・先に説明した大阪府版セキュリティアクラウドにより、インターネットとの接点については高度なセキュリティ対策を講じている。

・業務システムについては、適切なアクセス権限の管理や多要素認証の実施、USBメモリなどの外部媒体の利用制限、ログの取得、定期的なログの解析などの実施により情報漏洩の防止を図っている。

(3) 人的セキュリティ対策

人的なセキュリティ対策として、個人情報、特定個人情報を取り扱う担当者及びその管理者向けに e ラーニングや動画研修により、必要な教育を実施し、個人情報、特定個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティに関する理解を深め、その知識の習得と意識の高揚を図っている。

◆委託先と契約を締結するに際して、情報管理に関し、どのような取り決めをしているか

個人情報、特定個人情報取扱事務の全部または一部を外部に委託する場合は、委託契約書の作成にあたり、情報セキュリティに係る法令順守のほか、特定個人情報等に関する条項を追記し、受託者が講ずべき安全管理措置を契約上明らかにすることに加え、特定個人情報等の取扱状況の報告、取扱担当者一覧を提出させることによる担当者の明確化などにより、本市が果たすべき安全管理措置と同様の措置が講じられているかを確認することとしている。

(意見要望)

職員の適正配置および大阪府セキュリティアクラウドの活用により、現時点での情報セキュリティへの対応に問題はないとのことである。しかし、情報漏洩等は

「日常の隙」を突くデジタル災害であり、平時からの徹底した備えが不可欠である。

現在改訂中の「情報セキュリティポリシー」については、単なる規定の更新に留めず、様々な情報リスクを体系化し、速やかに全庁的なリスク認識の共有を図りたい。

また、個人情報を扱う業務の委託に際しては、契約条項への具体的対策の明文化や、遵守状況の監査など、厳格かつ実効性のある対応を強く要望する。

3 総務部

【質問1】 入札について

◆入札手続の概要はどのようなものか

(1) 入札の種類

入札には主に以下の種類がある。

一般競争入札

資格要件を満たす事業者を広く募る入札方法で、本市の場合は1億円以上の工事に適用している。

指名競争入札

特定の条件を満たす者を指名する入札方法で、上記以外に適用している。

(2) 手続きの流れ

①契約締結依頼の提出

事業担当課が事業執行に関する決裁を受けた後、総務課へ入札及び契約締結を依頼する。

②入札実施要領の策定、指名業者の選定

一般競争入札の場合、総務課が一般競争入札実施要綱に基づき、入札参加資格要件等を示した入札実施要領を策定する。

指名競争入札の場合、総務課が指名業者選定要綱に基づき、指名業者を選定する。

③指名委員会での審議

500万円以上の案件は指名委員会の審議が必要である。

一般競争入札については、参加資格要件に関して審議する。

指名競争入札については、指名業者の選定に関して審議する。

④入札公告

一般競争入札の場合、本市ホームページ等で入札実施要領を公表する。

指名競争入札の場合、指名業者のみに案件内容及び入札スケジュール等を通知する。

⑤一般競争入札の場合は、入札参加申請者の資格確認を行う。(資格確認は開札後に実施する場合もある。)

⑥入札及び開札

入札参加者が入札書を投函し、開札する。

⑦落札者の決定

予定価格以下であることや内訳書の確認等を行い、適正な落札者を決定する。

⑧契約の締結

落札者と契約を締結し、事業を開始する。

◆過去3年間の入札実績はどのようなになっているか(工事○件、委託○件、うち不調○件など)

	工事		コンサル		委託		賃貸借		物品		売払		合計	
	発注 件数	うち 不調	発注 件数	うち 不調	発注 件数	うち 不調	発注 件数	うち 不調	発注 件数	うち 不調	発注 件数	うち 不調	発注 件数	うち 不調
令和6年度	42	2	14	4	47	1	10	1	46	2	3	0	162	10
令和5年度	48	2	21	7	46	5	17	8	37	5	3	0	172	27
令和4年度	53	3	24	4	59	4	7	3	56	7	2	0	201	21

※不調には入札取止めを含む

◆不調となったものはどのような原因があるかと考えるか、またその対応はどのように行っているか

不調となるのは主に以下の2つで、

①入札参加者が1社のみ又は全社辞退のため入札を取り止めた場合

②入札を執行したが入札金額が予定価格を上回る場合 である。

辞退理由として多いのは「人員不足」である。

①②いずれの場合も、事業担当課が入札結果や辞退理由等を確認し、金額や仕様書の見直しを行い再入札するか、随意契約等について検討する。

また、一般競争入札の場合は、総務課において入札参加要件の緩和等について検討する。

◆物価及び人件費高騰等による入札への課題はどのようなものか

適切な価格転嫁を行うため、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえ、事業担当課において適切な価格設定が必要と考える。

(意見要望)

入札手続きは一定のルールもと概ね適正に行われていることが確認できた。

入札で不調となったケースは、減少傾向にあるが、不調となる主な理由は、応札者の人員不足問題や金額面で折り合いがつかない場合が多いとのことである。

入札不調により市民サービスの遅延が生じないよう、債務負担行為等による入札時期の柔軟な設定及び今後の実勢価格に合わせた積算を行うよう全庁的に周知し、入札で不調とならないような取り組みに努められたい。

【質問2】旧水道庁舎・職員会館建替基本計画について

◆現在の建築物の概要(設置日、構造、面積、使用状況等)はどのようなものか

(1)現在の建築物の概要

①職員会館

本市職員の福利厚生を図るため昭和45年に東雲町9番12号に設置
鉄筋コンクリート造3階建 延床面積908.7㎡
主に2階娯楽室・和室・3階集会室は本庁舎で不足している会議室
1・2階には労働組合事務所として使用している。

②旧水道庁舎

昭和35年設置、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)3階建 延床面積床477.0㎡。
2階3階を書庫及び倉庫として使用、1階は令和6年度まで泉大津市シルバー
人材センター事務所として使用していた。

◆建築物の撤去に至る経緯はどのようなものか

令和29年6月策定の「泉大津市公共施設適正配置基本計画」において旧水道庁舎は、築年数の経過や劣化が著しいことから状況に応じて「廃止」としており、同じく「複合化」とした職員会館と接触していることから職員会館の更新事業実施の際に、旧水道庁舎は解体撤去するものである。

◆建築物の撤去予定日及び解体費の見積額はどのようにになっているか

職員会館・旧水道庁舎の整備については、工事ヤード確保の観点から現在実施中の本庁舎の改修工事完了後、令和11年度以降の着工、また、解体費用については工事に先立ち実施する設計業務委託において積算する予定である。

◆旧水道庁舎・職員会館建替基本計画はどのようなものか(建築施設の概要)

職員会館の現状及び将来必要な機能を整理の上、整備規模を確認し、また整備コストを圧縮する観点から建替以外の整備手法を併せて検討するものである。

なお、整備規模は、職員アンケート及び職員ワークショップの意見を踏まえ、現状の職員

(意見要望)

旧水道庁舎は解体および駐車スペース化、ならびに職員会館跡地は、市全体の資産最適化の観点から庁舎建設の検討が進められている。

職員会館の建替については、新施設に会議室機能や職員の福利厚生機能を持たせることを検討しているとのことであるが、受益者負担の観点から、職員厚生会による一定の費用負担の可能性についても検討すべきである。

施設整備においては、効率的な整備と職員及び市民のニーズに応える高い利便

性を両立させ、市と市民の絆を育む新たなコミュニティ拠点としての役割を果たすことを強く期待する。

4 市民生活部

【質問1】 おづぷらざ（泉大津市市民活動支援センター）について

◆施設の概要（設置経緯、設置年、設置場所、開館時間及び利用方法等）はどのようなものか

平成10年12月に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、特定非営利活動を行う団体に法人格が付与されるとともに、市民の自発的な社会貢献活動の健全な発展が促進された。これにより、行政、市民活動団体、NPO法人など多様な主体が連携し、地域課題の解決や公共的事業に取り組む「協働」の考え方が重視されるようになった。

本市においても、こうした動きを踏まえ、平成25年度から「市民協働に関する条例検討会」及び「市民活動支援センターのあり方を考える懇話会」を開催し、検討を行った。その結果、平成26年9月に「泉大津市市民活動支援センターのあり方に関する提言書」が提出され、これを受け、平成27年1月にテクスピア大阪5階に市民活動支援センター「おづぷらざ」を開設した。

同センターは、平成27年4月施行の泉大津市参画及び協働の推進に関する条例第13条第3項に基づき、市民公益活動を推進するための拠点施設として位置付けられている。

センターの開館時間は、火曜日から土曜日の9時30分から21時までである。

主な事業内容は、①市民公益活動における情報の収集、提供及び発信、②市民公益活動における相談及び助言、③市民公益活動における団体及び市民等のコーディネート、④市民公益活動及びボランティア団体等のネットワーク構築、⑤市民参加及び協働のまちづくりに係る相互研鑽並びに人材養成である。

また、センター内には、印刷機や拡大プリンターなどの機材をはじめ、ロッカー、メールボックス、会議スペース等を備えており、これらの利用にあたっては、センター利用登録申請を行っていただくこととしている。

◆過去3年間の利用目的別の利用者数及び団体数の推移はどのようなになっているか

過去3年間の利用目的別の利用者数及び団体数の推移については、センターの管理運営上、利用内容に応じて把握単位を使い分けて集計している。把握している統計・集計数値は、以下のとおりである。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	3,314人	3,361人	6,056人
②機材利用	645人	728人	945人
③会議室利用	256団体	279団体	340団体
④サテライト会議室利用	42団体/307人	80団体/618人	332団体/2,134人
⑤備品貸出	40件	53件	63件
⑥ロッカー利用団体数	12団体	10団体	12団体
⑦メールボックス利用団体数	18団体	19団体	23団体
⑧セミナー等の参加者数	150人	174人	118人
⑨相談・助言、コーディネートの数（メールや電話、SNS等での対応含む）	233回	189回	189回
⑩利用登録団体数（累計）	192団体	208団体	238団体
⑪利用登録個人数（累計）	15人	23人	33人

- ◆過去3年間の項目別施設運営費の推移はどのようになっているか
過去3年間の項目別施設運営費は以下のとおりである。

(円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費（交通費、セミナー等講師料含む）	7,197,422	7,522,560	6,914,678
消耗品費（事務用品等）	246,211	216,428	328,157
印刷製本費	409,078	328,230	302,334
通信費	272,677	286,800	249,319
光熱水費	230,740	210,613	294,345
賃借料（サテライト会議室使用料等）	191,675	219,340	708,300
その他（備品購入、保険料、振込手数料等）	170,590	149,550	28,760
合計	8,718,393	8,933,521	8,825,893

- ◆市民公益活動団体への支援の概要はどのようなものか

市民活動支援センター「おづぷらざ」では、市民公益活動団体の立ち上げから継続・発展までを支援するため、主に「情報提供・発信」「相談・助言」「コーディネート」「ネットワーク構築」「人材育成」の5つの分野において支援を行っている。

情報提供・発信については、広報誌「おづぷらざ」の発行、ホームページや SNS、メールマガジン、LINE 公式アカウント等を活用し、団体紹介、イベント情報、助成金情報等を提供している。また、公共施設や市内協力店舗への配架、団体やイベント会場への訪問等のアウトリーチを通じ、情報発信の強化を図っている。

相談・助言及びコーディネートについては、市民や団体からの活動開始、法人化、助成金申請、ICT 活用、イベント実施等に関する相談に対し、窓口、電話、メール、SNS 等により対応している。また、相談内容に応じて、個人や団体等をつなぐコーディネート支援を行っている。

ネットワーク構築では、「おづぷらざフェスタ」等を開催し、団体間及び地域とのつながりづくりを促進している。

人材育成については、活動のスキル向上等を目的に、助成金獲得、ICT 活用、広報、プレゼンテーション等をテーマとしたセミナーや講座を開催している。

このほか、団体活動の基盤支援として、会議スペースやサテライト会議室の提供、機材・備品貸出、ロッカーやメールボックスの貸与等を行っている。

◆過去 3 年間の市民公益活動団体への支援実績はどのようになっているか
過去 3 年間の市民公益活動団体への支援実績は、以下のとおりである。

項目		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 情報 提供 ・ 発信	おづぷらざ 広報誌の発行	6 回	5 回	4 回
	アウトリーチの 実施	99 件	119 件	71 件
	メールマガジン の発信			
	Facebook、 LINE、 Instagram、 YouTubeの発信			
	外部媒体を利用 した情報発信			
		<ul style="list-style-type: none"> ・センター主催セミナー等の告知、登録団体のイベント情報、助成金情報等を掲載 ・市民・登録団体から編集メンバーを募集し、立ち上げた「広報部」を中心に作成 ・登録団体への送付や公共施設や市内の協力店舗に配架 ・おづぷらざ広報誌発行時の協力店舗訪問 ・登録団体のイベント会場等への訪問 ・随時発信 ・センター主催セミナーや助成金募集情報、登録団体の活動 PR 等の情報発信を実施 		

② 相談・助言	③ コーディネート	—	233回	189回	189回
			<ul style="list-style-type: none"> ・市民、団体からの市民活動に関する相談等に対応 ・センター窓口の他、電話、FAX、メール、SNSのダイレクトメールから、法人設立手続きや登録団体の活動内容に関すること、活動の場所やイベント実施に関するもの、ICT活用、人材の紹介依頼など多岐にわたる内容となっている 		
④ ネットワーク	おづぷらざフェスタ開催	—	<ul style="list-style-type: none"> ・R4.4開催（参加団体数32、来場者数487人） ・R5.2開催（参加団体数41、来場者数601人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6.3開催（参加団体数36、来場者数500人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・R7.2開催（参加団体数45、来場者数800人）
			<ul style="list-style-type: none"> ・市民や行政、事業者が協力し、助け合いと協働による活発なまち、暮らしやすい地域を目指し、展示や体験ブース、ステージ発表等により、市民公益活動をPRする「おづぷらざフェスタ」を開催 		
	その他	複数団体によるイベント開催（1回）	—	団体交流会の開催（2回）	
⑤ 人材育成	セミナー・講座等の開催	—	<ul style="list-style-type: none"> ・19回開催 ・「申請書類の書き方のコツ講座」「0からはじめる団体会計」等 	<ul style="list-style-type: none"> ・17回開催 ・「地域活動団体のためのチラシデザイン講座」「SNS初心者講座」等 	<ul style="list-style-type: none"> ・13回開催 ・「助成金獲得支援講座」「地域活動にAI活用講座」等
			<ul style="list-style-type: none"> ・活動のスキルアップ等を目的に各種講座を開催 ・講座開催が決まり次第、広報誌への掲載、チラシやポスターを作成し公共施設や団体へ手渡しするとともに、SNSやHP、メルマガで周知 		

（意見要望）

市民公益活動団体を支援するおづぷらざの利用状況は概ね堅調に推移しているようである。特に、おづぷらざの利便性を補完するサテライト会議室は、市民や市民団体のニーズに合致しており、好評であることが窺えた。

また、広報誌はもとより SNS 等の媒体を用いたさまざまな情報発信、相談・助言及びコーディネートや人材育成セミナーを開催するなど、積極的な市民公益活動団体への支援を行っている。

今後も引き続き市民団体に寄り添う取り組みや人材育成への注力に努め、地域活動の活性化を図られたい。

【質問2】 泉北クリーンセンター建替え計画について

◆ごみ減量の取組みと過去3年間のごみの処理状況の推移はどのようになっているか

ごみの減量に向けた取組については、市内美化活動を通じてごみ減量への意識醸成を図ることを目的に、市民や団体、事業者が一斉に清掃活動に取り組む「ごみゼロ大作戦」や、ごみ拾いにスポーツの要素を取り入れた「スポーツ GOMI 大会」を開催するとともに、ごみ拾いを見える化できる SNS アプリ「ピリカ」を活用した市民参加型の美化活動を推進している。

また、プラスチックごみ削減に向けた取組として、市内の小学生や高齢者等を対象とした出前講座を実施するとともに、使い捨てペットボトルの使用抑制を目的として公共施設へのウォータースタンドの設置を進め、マイボトル利用の定着を図っている。

これらの取組の結果、過去3年間のごみ処理状況の推移について、1日1人当たりの総ごみ排出量が、令和4年度は888グラム、令和5年度は852グラム、令和6年度は823グラムとなっており、年々減少している。

◆過去3年間の修理費を含む維持運営費の詳細及び各市負担金の状況はどのようになっているか

過去3年間の維持運営費及び各市負担金は、以下のとおりである。

なお、本回答における「修理費を含む維持運営費」については、決算上、修理費相当額のみを抽出することが困難であるため、人件費、物件費及び事業費を含む費用を「ごみ処理費」として整理し、回答する。

物件費には、処理薬品や光熱水などの需用費、運転管理や灰処分などの委託料、整備工事などの工事請負費を含む。また、事業費にはフェニックス事業費及び機器更新工事が含まれている。ただし、公債費として計上される事業債の元利償還金は含まない。

年度	ごみ処理費	泉大津市負担金	和泉市負担金	高石市負担金
令和4年度	26億2,230万 6,773円	1億1,153万 3,536円	2億5,327万 7,902円	7,808万 3,350円
令和5年度	32億8,501万 9,953円	1億6,268万 3,410円	3億6,637万 6,597円	1億1,013万 8,860円
令和6年度	18億7,684万 8,872円	1億8,860万 7,491円	4億3,811万 8,402円	1億2,578万 6,506円

◆現処理施設と建替え計画施設の比較(敷地面積、処理規模等)はどのような
っているか

現処理施設と建替え計画施設の比較は、次の表のとおりである。

なお、新計画施設の処理規模、敷地面積等は、基本計画で精査するものである。

	処理規模	敷地面積
現処理施設 (泉北クリーンセン ター)	焼却施設：300トン/日(150トン ×2炉) 粗大ごみ処理施設：40トン/5h 資源化センター：25トン/5h	4万2,407㎡
建替え計画施設	焼却施設：283トン/日 粗大ごみ処理施設：21トン/5h 資源化センター：40トン/5h	5万㎡ ※将来の建替え用地 を含む

◆泉北クリーンセンター建替え計画の進捗状況と建設費用の概算額はどのよう
なものか

泉北クリーンセンター建替え計画の進捗状況については、令和4・5年度に現
施設の延命化を目的とした基幹改良工事を実施した。また、令和5年7月に基本
構想、令和6年11月に立地検討報告書をそれぞれ策定しており、令和8年1月
以降に基本計画の策定及び環境影響評価手続に係る業務に着手する予定である。

建設費用の概算額については、現時点では算出していないため、立地検討時の
経済性比較において用いた仮定の建設費である353億1,870万円(税抜)を参考
値として示すものである。

(意見要望)

ごみ排出量は年々減少しているようである。

ごみ排出量が減少した要因には、食品ロス回避や素材再利用等によるごみ減量
への意識の高まり及び食料・商品等の梱包の簡素化等が考えられる。

また、ごみの分別が生活に浸透し可燃ごみの減少が進んでいる。

市が実施しているごみ減量の取り組みは、どのようなごみの排出を抑えることが効果的であるのかを検討し、優先順位を設けて実施することが有効と考える。

泉北クリーンセンターについては、施設が老朽化しているため、機能維持のための修理費がこれまでどれほど要したか把握し、今後の対応を検討すべきであるが、近隣3市で共同運営をしていることから修繕費を計画的に把握することは難しいとのことである。

公共施設のアセットマネジメントが一般化する中、本市においても単なる維持管理に留まらず、長期的なライフサイクルコスト(LCC)を精緻に把握する仕組みが不可欠である。具体的な維持運営費を詳細にデータ化・可視化する体制を早期に構築し、根拠に基づいた効率的な予算配分と、将来にわたる持続可能な施設運営に努められたい。

施設の建替にあたっては、本市の財政負担を軽減するため、リサイクルシステムの構築等による国庫補助金の加算・増額に繋がる先進的な取り組みを講じることを検討されたい。

5 都市政策部

【質問1】 下水道の広域化について

◆市域の下水道管路の概要はどのようなものか

合流式と分流式の排除方式の区域があり、汚水系の管路については普及率 97%となっており、平成 26 年度に概成している。雨水系の普及率は 39%となっており、未整備箇所、雑排水管や水路と併せて市域の雨水を排除している。一部の埋立地区を除き事業計画区域に設定している。

◆現状の管路や施設の老朽化の状況をどのように把握しているか

管路、施設の老朽化状況については、電子台帳を作成しデータ管理しており、供用開始からの経過年数を把握している。管渠については、令和 6 年度末にコンクリート管(ヒューム管)の耐用年数 50 年を超過する管渠が出てきた状況である。平成 30 年度に市域ほぼ全域の不明水調査を実施、以後、エリアを絞り不明水調査は毎年度実施している。老朽管調査は令和 2 年度から実施し、施工年度の古い合流区域の旧汐見処理区 136ha 全域の人孔内管口調査を終え、令和 6 年度から管内カメラ調査を実施している。結果、緊急度の高いものはなかった。

◆中長期的な管路や施設の更新・大規模修繕の計画を策定しているか

施設に関しては、平成 26 年度から更新事業に着手している。当初は、長寿命計画を策定し、今は管渠を含め、ストックマネジメント計画に名称を変え策定し、施設全体を計画的かつ効率的に管理している。計画策定が国費の交付要件になっている。

◆老朽化に対する対応とその進捗はどのようになっているか

施設については、本市が所管する主要なポンプ場 2 ヶ所で進めており、汐見ポンプ場のポンプ 7 基のうち施工年度の古い 4 基及びその他機器、小松雨水ポンプ場については、令和 8 年度で全てのポンプ、機器の更新を終える予定である。その後は、汐見ポンプ場の残りのポンプ 3 基他を順次更新していく予定である。管路については、これまでの点検結果から緊急度の高いものはないが、状況を見て適時修繕を行っている。施工年度の古い箇所から引き続き計画的に点検調査を進めていく。

◆下水道事業の広域化について、現状の検討状況はどのようになっているか

下水道事業の広域化については、昭和 48 年度に南大阪湾岸流域下水道事業が大阪府で計画決定され、以後、府内南部の自治体はこの計画に伴い、流域下水道事業に参画している。このことから下水処理に関しては、広域化、共同化されているとの認識であるが、下水道事業全体としては、進んでいないのが現状である。主導は

大阪府となる。

◆広域化に関するメリット・デメリットについて、どのように考えているか

広域化共同化により、スケールメリットを活かした効率的な管理が可能になると考えられる。一方、デメリットとしては、運用面においても関係市町村での費用負担その他のルール化や合意形成に時間を要する等が考えられる。

◆広域化に関する今後の方向性はどのようになっているか

正式な通知はまだないが、国が、下水道事業経営の立て直しを促す目的で都道府県に対する「広域化推進」の検討を始めたと聞いている。

(意見要望)

本市の汚水系下水道普及率は、約97%で大阪府内の平均値となっており、地勢にもよるが全国的にも高いものとなっていることが確認できた。

下水道管路及び施設の老朽化への対応については、ストックマネジメント計画を策定し、効率的・規則的に更新・修繕がなされているとのことであるが、近年道路陥没による死亡者が出るなど大規模事故が発生し、その後も復旧の目途がたたず、さらに賠償問題も発生していることから、管路及び施設の維持管理の徹底強化を要望する。

下水道の広域化は、関係機関との合意形成に期間を要することは理解する。しかし、本市においても技術職員の確保及び施設等の整備・維持管理に関する費用対効果の観点から下水道の広域化は有効と考えられ、今後積極的に広域化を進めるよう要望する。

また、上下水道事業の運営において、民間企業の専門性や資金を柔軟に活用する「ウォーターPPP(官民連携)」が注目されている。本市においても、施設の老朽化や技術職員の不足を見据え、効率的な管理・更新が実現できる本市に合った官民連携のシステムの構築に努められたい。

【質問2】公園施設整備事業について

◆東港公園、戎町公園及び穴師公園の再整備の概要(経緯、場所、面積、事業内容、項目ごとの事業費等)はどのようなものか

(1) 東港公園

概要：現公園区域内に民間認定こども園を整備することに合わせ、公園全体のリニューアルを行うものである。

経緯：本市認定こども園等の担当課より浜校区周辺での認定こども園整備の場所を探していると相談を受け、法改正により都市公園内に認定こども園等の整備が可能となったことを案内し協議した結果によるもの。

そこで、公園についても施設の老朽化が進行している状況や認定こども園の整備により区域が縮小される中で機能をこれまで以上のものとするリニューアルを実施するものである。

場所：泉大津市東港町156番1、159番2

面積：約0.90ha

事業内容：既存遊具、トイレの撤去、遊具エリアのリニューアル、植樹（主に桜）など

事業費：実施設計は、11,559,900円（令和6年度実施済）

工事は、102,834,600円（令和7年度 事業中）

(2) 戎町公園

概要：旧教育支援センター解体に伴う市有財産の有効活用のため旧教育支援センター敷地と現戎町公園の用地の入れ替えを行うことに伴い公園の再整備を行うものである。

経緯：旧教育支援センター解体後の土地活用について担当課（資産活用課）において実施した企業サウンディングの結果を基にプロポーザル方式による事業者募集を行い、民間提案を受けたものである。

場所：泉大津市戎町31番1、31番2

面積：約0.38ha

事業内容：広場の整備、遊具の設置、南側住宅側へのフェンス設置など

事業費：実施設計は、7,524,000円（令和7年度 事業中）

工事は、未定（令和8年度実施予定）

(3) 穴師公園

概要：泉大津市公共施設適正配置基本計画に基づき公園プールの撤去を行うものである。

経緯：穴師公園は、泉大津市公園整備マスタープランに基づきグラウンドを除く公園全体のリニューアルを公園規模が大きいことから分割して実施することとし、第1期は令和2年度に遊具エリアのリニューアルを実施している。残りの区域は、3期に分割し、現在、全4期中第2期として令和7年度8年度の事業として公園プールを撤去し、広場等として整備する工事を行っているところである。

場所：泉大津市池浦町3丁目633番1、633番2

面積：約2.7ha

事業内容：令和7年度8年度実施予定は、プールの撤去、広場の整備、公園出入口の改修など

事業費：実施設計は、15,708,000円（令和6年度実施済）

工事は、102,834,600円（令和7-8年度 事業中）

◆事業計画と現状の対比はどのようになっているか

計画としては、泉大津市公園整備マスタープランにおいて一部の公園の整備スケジュールを示しているが、穴師公園については計画より遅れている。また、東港公園、戎町公園については、他の事業の関連事業として実施するものであり、本計画に位置づけられたものではない。

なお、当プランの計画には、各公園の整備状況及び関連計画に基づく事業等の進捗状況も踏まえながら見直しを図るものとしている。

◆公園施設整備に係る今後の方向性はどのようなものか

まずは、整備から30年以上経過する各公園のリニューアルを市民ニーズも踏まえながら順次進めるとともに、各公園の遊具等については、法に基づく点検を実施し適宜、修繕を行いながら市民が安心安全に利用できる使いたい公園づくりをめざす。

(意見要望)

東港公園、戎町公園及び穴師公園において、リニューアル整備を実施することであるが、遊具等の整備にあたっては、怪我等がないよう利用者が安全で安心して楽しめるものとされたい。

また、公園整備にあたっては、ワークショップを開催して地域住民等の意見を聞いたとのことであり、その意見を可能な限り反映させるなど、近隣住民に愛される公園整備に努められたい。

東港公園、戎町公園及び穴師公園の再整備において、ワークショップを通じた地域住民との対話を実施したことは、市民共創によるまちづくりの観点から高く評価できる。

今後は集約された貴重な意見を公園整備に反映し、近隣住民が愛着を持って利用できる公園となるような維持管理に努められたい。

また、遊具等の整備にあたっては、利用者の安全への配慮はもちろん、ストックマネジメントの観点からの管理にも努められたい。

なお、公園整備マスタープランと現在の整備状況は整合性に欠けている。公園整備マスタープランは、本市の公園整備のあり方を示すものであるため、同プランの見直しを早急に実施することを要望する。